

番号	①
項目	「大阪市労使関係条例」を廃止するために、松井市長から大阪市会に廃止提案を提出すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、かつて勤務時間中の認められない組合活動や、許可を得ることなく庁舎内の会議室において組合活動を行うなど、労使間の不適正な事案が明らかとなり、市民の信頼を失墜させる事態となりました。</p> <p>そのため、適正かつ健全な労使関係の確保を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的として「大阪市労使関係に関する条例」を制定しました。</p> <p>労働組合等の組合活動に関する便宜供与についても、この間の不適正な労使関係の事案を受け、同条例において見直しました。</p> <p>本市としては、本条例を適切に運用することで、市民からの信頼の確保に努めていきたいと考えています。</p>	
担当	総務局 人事部 人事課 (人事グループ) 電話：06-6208-7514

番号	②
項目	<p><u>総合教育会議の責任者の市長と、大阪市教育委員会が、ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」(1966年採択)、及びCEART(同勧告の適用に関わるILO・ユネスコ共同専門家委員会)による日本政府宛の現在までの諸報告を、地方教育行政機関として尊重すること。</u></p> <p>特に同「勧告」の第75節(教員と教育事業全体との関係)「教員がその責任を果たすことができるようにするため、当局は教育政策、学校機構および教育事業の新しい発展等の問題について教員団体と協議するための承認された手段を確立し、かつ、定期的にこれを運用しなければならない。」を、大阪市教育行政の責任者として実行すること。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>今回要請いただいた内容については、地方教育行政を所管する教育委員会において適切に対処されるものと認識しております。</p>	
担当	<p>政策企画室 企画部 政策企画担当</p> <p style="text-align: right;">TEL : 06-6208-9712</p>

番号	②												
項目	<p>総合教育会議の責任者の市長と、<u>大阪市教育委員会が、ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」(1966年採択)、及びCEART(同勧告の適用に関わるILO・ユネスコ共同専門家委員会)による日本政府宛の現在までの諸報告を、地方教育行政機関として尊重すること。</u></p> <p><u>特に同「勧告」の第75節(教員と教育事業全体との関係)「教員がその責任を果たすことができるようにするため、当局は教育政策、学校機構および教育事業の新しい発展等の問題について教員団体と協議するための承認された手段を確立し、かつ、定期的にこれを運用しなければならない。」を、大阪市教育行政の責任者として実行すること。</u></p>												
<p>(下線部について回答)</p> <p>今回要請いただいた内容については、教育委員会として適切に対応しているものと考えております。</p> <p>今後も適切に対応して参ります。</p>													
担当	<table border="0"> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>総務部</td> <td>総務課</td> <td>TEL : 06-6208-9071</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>総務部</td> <td>教育政策課</td> <td>TEL : 06-6208-9014</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教務部</td> <td>教職員給与・厚生担当</td> <td>TEL : 06-6208-9131</td> </tr> </table>	教育委員会事務局	総務部	総務課	TEL : 06-6208-9071	教育委員会事務局	総務部	教育政策課	TEL : 06-6208-9014	教育委員会事務局	教務部	教職員給与・厚生担当	TEL : 06-6208-9131
教育委員会事務局	総務部	総務課	TEL : 06-6208-9071										
教育委員会事務局	総務部	教育政策課	TEL : 06-6208-9014										
教育委員会事務局	教務部	教職員給与・厚生担当	TEL : 06-6208-9131										